

正（訂正印又は署名を含む。）することとして差し支えない。

（注）申請の際に、未記載の事項がある場合又は署名等がない場合で、これらがなされないときは、原則として、申請を受付することができない。ただし、再度申請のために出頭することが人道上その他の事情により著しく困難である旨の申し立てがあった場合には、統括審査官等に受付の可否を確認する。

2 写真

提出する写真については施行規則別表第3の2に規定されており、次の条件を全て満たすものとする。

（1）写真のサイズ

縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（2）申請本人のみが撮影されたもの。

（3）提出日前6か月以内に撮影されたもの。

（4）写真の内寸（顔・頭部の位置）

施行規則別表第3の2に規定する写真の各寸法に適合するもの。（写真全体に対する顔の大きさ、中心位置、上部余白の各寸法）

（5）無帽で正面を向いたもの。

宗教上又は医療上の理由により着用物がある場合、当該理由に係る陳述書（任意様式）を記載させること。

ただし、顔を覆う部分が大きく、同一人性の確認の妨げになるものは認めない。

（6）背景（影を含む）がないもの。

宗教上の理由等により着用物がある場合、顔の上に影がないこと。

背景は無地（単色）であればよく、色は特に指定しない

（7）鮮明であること。

写真の焦点があっていること、しみ、汚れ、ステープラーの針又は穴等がないこと、デジタルカメラで撮影されたものは写真の解像度が適切であること、写真紙を使用した写真であること。

（注）出入国在留管理庁ホームページに掲載している申請用写真の見本・事例集を参照。

3 不適当な写真が提出された場合の措置

在留資格認定証明書交付申請において、前記2（1）から（7）までの要件に適合しない写真が提出された場合は、直ちに、受付担当官が申請人に対し、適正な写真の要件を示し、要件に適合する写真を提出しない限り、在留資格認定証明書は交付しない旨説明した上で、再度前記要件に適合する写真を提出するように指示する。